

学生・保護者 各位

令和2年5月25日、全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されました。群馬県においても全ての休業要請が5月30日に解除となります。

これを受け、当校では感染予防行動・感染予防対策を継続しながら、6月1日より、1・2年生の非常勤講師を含む全ての対面授業を再開します。3年生の臨地実習については、母性父性看護学実習のみ6月8日から開始することとし、他の領域の実習は学内で代替実習を実施します。

新型コロナウイルス感染症対策本部の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、今後、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく上の前提として、「感染拡大を予防する新しい生活様式」の定着と、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が必要であることが示されています。

当校では、これまで少人数ずつ時間差で分散登校をしていただきましたが、6月1日からは学生が一堂に会し、学校生活を送ります。さらに、皆さんが臨地実習で関わらせていただく対象は、万一、感染した場合、重症化しやすい方です。新型コロナウイルス感染症は、発症前2日の人や無症候の人からの感染の可能性があります、未だ根本的な治療薬やワクチンの準備が整っていない感染症です。新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクがあることを認識し、感染しない・感染させないために、全ての学生・教職員・学校関係者は、感染予防行動・感染予防対策を励行する必要があります。

今後の感染症の発生状況を踏まえながら、徐々に行動制限等の緩和を図っていきますが、授業再開に際し、以下の「感染予防行動・感染予防対策」を継続励行してください。

- (1) 学校生活以外の、人との接触を減らす。  
(参照：人との接触を8割減らす、10のポイント、新しい生活様式の実践例)
- (2) 同居家族以外の人との会食は避ける。
- (3) 通院や食料品・生活用品の買い物等、必要時以外は、不特定多数の人が訪れる施設の利用は控える。
- (4) 東京・埼玉・神奈川・千葉・茨城等、県外への移動は当面の間控える。
- (5) 国試対策ゼミ等の対面での講習会、自動車教習所等の受講は、当面の間は禁止。
- (6) 就職・奨学金関係で個別に施設を訪問する必要がある場合は、感染予防行動を徹底し、用件のみを済ませる。
- (7) レストラン、ハンバーガーショップ、フードコート等 飲食店での飲食は当面の間、禁止。  
持ち帰り、デリバリーを利用する。
- (8) アルバイトは、当面の間、禁止。
- (9) 6月1日から各学年が使用するスペースを以下のように原則限定する。  
1年生：A棟3階（図書室を除く）  
2年生：医師会2階講堂、A棟2階一第2教室、トイレ

3年生：B棟2階、A棟-2階（第1演習室、実習室、第1教室）、1階（視聴覚教室、調理室、トイレ）

- (10) 学校で昼食を摂る時は対面を避け、食事中の会話は控える。
- (11) 同居家族以外の人との距離はできるだけ2m（最低1m）空ける。
- (12) 「密閉」「密集」「密接」をさげ、屋外でも「密接・密集」しない。
- (13) 外出する時や同居家族以外の人と接する時はマスクを着用する。マスクを外した状態での会話は極力避ける。食事等のために外したマスクは、清潔な状態で保管する。
- (14) まめに手洗い・手指消毒をする。共有物の使用前後は手指消毒と、使用後の清拭を励行する。
- (15) 1日3回の体温測定と健康記録・行動記録の記入を継続する。
- (16) 発熱等の風邪症状、だるさ、味覚障害、嗅覚障害等、がある時には学校に連絡する。安易に解熱剤を使用しない。同居家族や濃厚接触者に同様の症状がある時にも学校に連絡をする。
- (17) 「体調に変化がある方」「感染予防行動がとれなかった方」「外出の自粛ができなかった方」は、必ず登校を控える。併せて、その旨を学校に電話連絡する。

2020年5月29日 渋川看護専門学校 学校長 井口千春